

消費者基本計画（改定原案） 新旧対照表

（下線部分は変更部分）

変更前（旧）	変更後（新）
<p>第1 「消費者基本計画」策定の趣旨 ～消費者政策の新たなステージ～ （略）</p> <p>第2 消費者政策の基本的方向</p> <p>消費者基本法は、消費者政策の推進は、「消費者の権利の尊重」と「消費者の自立の支援」を基本とするとともに、高度情報通信社会の進展、消費生活の国際化の進展、環境の保全などに配慮して行われなければならないことを定めています。</p> <p>また、国会における消費者庁等設置関連法案の審議において、地方公共団体の消費者行政の重要性とこれに対する国の支援の必要性が指摘され、このことは関連法案の附則や審議における附帯決議においても示されています。</p> <p>政府としては、消費者基本法の規定や、関連法案の国会における審議、関連法案の附則及び附帯決議などを踏まえ、また、高齢者や子ども、障害者など消費者の年齢その他の特性に配慮するという観点に留意しつつ、この「消費者基本計画」が目指す消費者政策の基本的な枠組みと主な課題及びこれらを踏まえた重点的な取組を、以下のとおり取りまとめました。</p> <p>なお、<u>取組を進めるに当たり、平成23年3月の東日本大震災への対応については、分かりやすい情報提供、被害を受けた自治体の支援、被災者の生活再建支援等のうち、消費者の利益の擁護の観点から必要となる各施策を適切に実施してまいります。</u></p> <p>1 消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援</p> <p><u>(1) 消費者の安全・安心の確保</u></p> <p>消費者の安全と安心を確保するため、政府は、食品を始めとする商品と役務についての必要な基準の整備と確保、安全を害するおそれがある商品と役</p>	<p>第1 「消費者基本計画」策定の趣旨 ～消費者政策の新たなステージ～ （略）</p> <p>第2 消費者政策の基本的方向</p> <p>消費者基本法は、消費者政策の推進は、「消費者の権利の尊重」と「消費者の自立の支援」を基本とするとともに、高度情報通信社会の進展、消費生活の国際化の進展、環境の保全などに配慮して行われなければならないことを定めています。</p> <p>また、国会における消費者庁等設置関連法案の審議において、地方公共団体の消費者行政の重要性とこれに対する国の支援の必要性が指摘され、このことは関連法案の附則や審議における附帯決議においても示されています。</p> <p>政府としては、消費者基本法の規定や、関連法案の国会における審議、関連法案の附則及び附帯決議などを踏まえ、また、高齢者や子ども、障害者など消費者の年齢その他の特性に配慮するという観点に留意しつつ、この「消費者基本計画」が目指す消費者政策の基本的な枠組みと主な課題を、以下のとおり取りまとめました。</p> <p>なお、平成23年3月の東日本大震災への対応については、分かりやすい情報提供、被害を受けた自治体の支援、被災者の生活再建支援等のうち、消費者の利益の擁護の観点から必要となる各施策を適切に実施してまいります。</p> <p>1 消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援</p> <p><u>(1) 消費者の安全・安心の確保</u></p> <p>消費者の安全と安心を確保するため、政府は、食品を始めとする商品と役務についての必要な基準の整備と確保、安全を害するおそれがある商品と役</p>

変更前（旧）	変更後（新）
<p>務に関する情報の収集と提供、事業者による注意喚起、商品の自主的な改修や回収の促進、リスクコミュニケーション¹の充実などの必要な施策を講じます。</p> <p>特に、消費者事故等の情報について、政府は、地方公共団体や関係機関との連携の下、消費者に対する適時かつ適切な提供による消費者の注意の喚起、分析と原因の調査・究明のための体制の充実、事業者等の違法な行為に対する厳正な法執行などの必要な施策を講じます。</p> <p>また、被害に遭いやすい高齢者や子ども、障害者、妊産婦など消費者の年齢その他の特性に配慮しながら、消費者事故等の再発・拡大防止、未然防止に取り組みます。</p> <p>とりわけ食の安全・安心の確保については大きく前進していく必要があることから、リスク評価機関²、リスク管理機関³とともに、消費者の立場に立った情報提供、消費者の意見の施策への反映に取り組むなど、消費者庁が司令塔・エンジン役としての役割を發揮します。</p> <p><u>＜重点的な取組＞</u></p> <p><u>ア 情報を必要とする消費者に確実に届くよう、迅速かつ的確な情報の収集・発信の体制を整備します。（PIO-NET・事故情報データベースを活用した情報収集・発信体制の整備等）</u></p> <p><u>イ 情報の分析・原因究明を的確かつ迅速に進めます。（事故情報分析タスクフォースなどを通じた迅速・的確な分析・原因究明、消費者事故の独立した公正かつ網羅的な調査機関の在り方の検討等）</u></p> <p><u>ウ 食の安全・安心を確保するための施策に取り組みます。（食品安全の総合的方針である「基本的事項」改定、食品の安全性に関するリスクコミュニケーションの一層の促進等）</u></p>	<p>務に関する情報の収集と提供、事業者による注意喚起、商品の自主的な改修や回収の促進、リスクコミュニケーション¹の充実などの必要な施策を講じます。</p> <p>特に、消費者事故等の情報について、政府は、地方公共団体や関係機関との連携の下、消費者に対する適時かつ適切な提供による消費者の注意の喚起、分析と原因の調査・究明のための体制の充実、事業者等の違法な行為に対する厳正な法執行などの必要な施策を講じます。</p> <p>また、被害に遭いやすい高齢者や子ども、障害者、妊産婦など消費者の年齢その他の特性に配慮しながら、消費者事故等の再発・拡大防止、未然防止に取り組みます。</p> <p>とりわけ食の安全・安心の確保については大きく前進していく必要があることから、リスク評価機関²、リスク管理機関³とともに、消費者の立場に立った情報提供、消費者の意見の施策への反映に取り組むなど、消費者庁が司令塔・エンジン役としての役割を發揮します。</p>

¹施策の策定に当たって、消費者等の意見を施策に反映し、当該施策の策定の過程の公正性・透明性を確保するため、消費者の安全に対するリスクについて情報・意見の交換を行うこと。

²食品中に含まれる危害要因を摂取することによって、どのくらいの確率でどの程度の健康への悪影響が起きるかを科学的に評価する機関。

³すべての関係者と協議しながら、リスク低減のための政策・措置について技術的な実行可能性、費用対効果などを検討し、適切な政策・措置を決定、実施、検証、見直しを行う機関。

変更前（旧）	変更後（新）
<p data-bbox="129 135 788 167"><u>（２）消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保</u></p> <p data-bbox="147 183 1108 311">消費者と事業者との間の適正な取引を確保するため、政府は、消費者との間の契約の締結に際しての事業者による情報提供と勧誘の適正化、公正な契約条項の確保などの必要な施策を講じます。</p> <p data-bbox="147 327 1108 598">また、消費者の商品の購入や使用又は役務の利用に際し、その自主的かつ合理的な選択が妨げられないようにするため、政府は、高齢者や子ども、障害者など消費者の年齢その他の特性に配慮しながら、消費者及び事業者の双方にとって明確で分かりやすいものとする観点も踏まえつつ、商品と役務の品質などに関する広告その他の表示に関する制度を整備し、虚偽又は誇大な広告その他の表示を規制するなどの必要な施策を講じます。</p> <p data-bbox="147 614 1108 837">さらに、政府は、商品と役務について消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の拡大を図るため、公正かつ自由な競争を促進するために必要な施策を講じます。また、国民の消費生活において重要な公共料金等については、その決定、認可等に当たり、消費者に与える影響を十分に考慮するよう努めます。</p> <p data-bbox="147 853 1108 1077">あわせて、政府は、消費者が事業者との間の取引に際し計量について不利益を被ることがないようにするため、商品と役務について適正な計量の実施の確保を図るとともに、商品と役務の品質の改善と国民の消費生活の安定と向上のため、商品と役務について適正な規格を整備し、その普及を図るため、必要な施策を講じます。</p> <p data-bbox="147 1093 369 1125"><u><重点的な取組></u></p> <p data-bbox="147 1141 1108 1324"><u>ア 消費者取引の適正化を図るための施策を着実に推進します。（改正特定商取引法の厳正な執行、消費者契約の不当勧誘・不当条項規制の在り方や消費者団体訴訟の対象拡大の検討、住宅リフォームに関する被害防止の取組、未公開株取引等に関するトラブルに対する取組の強化等）</u></p> <p data-bbox="147 1340 1108 1468"><u>イ 表示・規格・計量の適正化を図るための施策を着実に推進します。（食品表示関連法令の統一的運用や一元的な法律の制定など法体系の在り方の検討等）</u></p>	<p data-bbox="1169 135 1832 167"><u>（２）消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保</u></p> <p data-bbox="1187 183 2148 311">消費者と事業者との間の適正な取引を確保するため、政府は、消費者との間の契約の締結に際しての事業者による情報提供と勧誘の適正化、公正な契約条項の確保などの必要な施策を講じます。</p> <p data-bbox="1187 327 2148 598">また、消費者の商品の購入や使用又は役務の利用に際し、その自主的かつ合理的な選択が妨げられないようにするため、政府は、高齢者や子ども、障害者など消費者の年齢その他の特性に配慮しながら、消費者及び事業者の双方にとって明確で分かりやすいものとする観点も踏まえつつ、商品と役務の品質などに関する広告その他の表示に関する制度を整備し、虚偽又は誇大な広告その他の表示を規制するなどの必要な施策を講じます。</p> <p data-bbox="1187 614 2148 837">さらに、政府は、商品と役務について消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の拡大を図るため、公正かつ自由な競争を促進するために必要な施策を講じます。また、国民の消費生活において重要な公共料金等については、その決定、認可等に当たり、消費者に与える影響を十分に考慮するよう努めます。</p> <p data-bbox="1187 853 2148 1077">あわせて、政府は、消費者が事業者との間の取引に際し計量について不利益を被ることがないようにするため、商品と役務について適正な計量の実施の確保を図るとともに、商品と役務の品質の改善と国民の消費生活の安定と向上のため、商品と役務について適正な規格を整備し、その普及を図るため、必要な施策を講じます。</p>

変更前（旧）	変更後（新）
<p><u>（3）消費者に対する啓発活動の推進と消費生活に関する教育の充実</u></p> <p>政府は、消費者が自ら進んで、その消費生活に関し必要な知識を習得し、必要な情報を収集するなど自主的かつ合理的に行動することを支援するため、消費生活に関する知識の普及と情報の提供など消費者に対する啓発活動の推進などの必要な施策を講じます。</p> <p>また、消費者が生涯にわたって消費生活について学習する機会があまねく求められている状況にかんがみ、政府は、学校、家庭、地域、職域その他の様々な「場」において消費生活に関する教育が充実されるよう必要な施策を講じます。</p> <p><u><重点的な取組></u></p> <p><u>ア 消費者教育を体系的・総合的に推進します。（「消費者教育推進会議」を開催し、関係省庁が連携して消費者教育を体系的に進める体制を確立等）</u></p> <p><u>イ 学校における消費者教育を推進・支援します。（副読本や教材などの作成、教員の指導力向上を目指したセミナーの開催等）</u></p> <p><u>ウ 地域における消費者教育を推進・支援します。（消費者教育の多様な主体の連携の場の創設等）</u></p> <p><u>エ 消費者に対する普及啓発・情報提供に努めます。（各種消費者トラブルに対する啓発教材等の作成・配布等）</u></p> <p><u>（4）</u> （略）</p> <p><u>（5）消費者の被害等の救済と消費者の苦情処理・紛争解決の促進</u></p> <p>複雑化・多様化する消費者被害について、消費者と事業者の間の情報の「質」と「量」や交渉力などの格差などから、個々の消費者が自らの力のみでは被害の回復を図ることには限界があることにかんがみ、政府は、消費者委員会の意見を踏まえつつ、消費者の被害等の適切かつ迅速な救済のための制度の整備などの必要な施策を講じます。</p> <p>また、事業者と消費者との間に生じた商品や役務に関する苦情や紛争が専門的知見に基づいて適切かつ迅速に処理されるようにするため、政府は、地</p>	<p><u>（3）消費者に対する啓発活動の推進と消費生活に関する教育の充実</u></p> <p>政府は、消費者が自ら進んで、その消費生活に関し必要な知識を習得し、必要な情報を収集するなど自主的かつ合理的に行動することを支援するため、消費生活に関する知識の普及と情報の提供など消費者に対する啓発活動の推進などの必要な施策を講じます。</p> <p>また、消費者が生涯にわたって消費生活について学習する機会があまねく求められている状況にかんがみ、政府は、学校、家庭、地域、職域その他の様々な「場」において消費生活に関する教育が充実されるよう必要な施策を講じます。</p> <p><u>（4）</u> （略）</p> <p><u>（5）消費者の被害等の救済と消費者の苦情処理・紛争解決の促進</u></p> <p>複雑化・多様化する消費者被害について、消費者と事業者の間の情報の「質」と「量」や交渉力などの格差などから、個々の消費者が自らの力のみでは被害の回復を図ることには限界があることにかんがみ、政府は、消費者委員会の意見を踏まえつつ、消費者の被害等の適切かつ迅速な救済のための制度の整備などの必要な施策を講じます。</p> <p>また、事業者と消費者との間に生じた商品や役務に関する苦情や紛争が専門的知見に基づいて適切かつ迅速に処理されるようにするため、政府は、地</p>

変更前（旧）	変更後（新）
<p>方公共団体との連携の下、地方公共団体などにおける消費生活相談の窓口体制の充実・強化、相談員の処遇の改善等を通じた人材の確保と資質の向上、地方公共団体における消費者行政の体制の整備と人材の強化、民間裁判外紛争解決手続機関、国民生活センター、地方公共団体が設置する紛争解決手続機関等を活用した紛争解決の促進などの必要な施策を講じます。</p> <p><u>＜重点的な取組＞</u></p> <p><u>ア 消費者被害の救済のための制度の創設に向け検討を行います。（不当な収益をはく奪し、被害者を救済する制度の検討等）</u></p> <p><u>イ 裁判外紛争処理手続（ADR）を行う関係機関等と連携し、消費者の苦情を適切かつ迅速に処理するとともに、紛争解決を着実に実施します。（国民生活センターにおける重要消費者紛争の和解の仲介等の手続の実施、地方公共団体及び民間 ADR 機関との連携等）</u></p> <p>2 地方公共団体、消費者団体等との連携・協働と消費者政策の実効性の確保・向上</p> <p><u>（1）地方公共団体への支援・連携</u></p> <p>消費生活の現場を支えるとともに、国の行政との協働が求められる地方消費者行政の強化について、政府は、各地域の社会的、経済的状況も踏まえて、強力な支援を行い、地方公共団体との連携を強化します。特に、消費生活センターの相談処理や啓発の能力を高めるため、国民生活センターと連携して、地方公共団体の職員、消費生活相談員を対象とした研修に重点を置き、地方の主要都市において消費生活相談員養成講座や専門事例講座等を実施するとともに、地域での様々な関係者・関係団体の参加や連携の推進、国の行政と現場における双方向の連携強化への支援や環境づくりに取り組みます。</p> <p>「集中育成・強化期間」後の地方消費者行政については、<u>その目指す姿や国による支援の在り方について地方公共団体や消費者委員会等の意見を踏まえて「地方消費者行政の充実・強化のための指針」として取りまとめ、引き続き、その充実・強化に取り組みます。</u></p>	<p>方公共団体との連携の下、地方公共団体などにおける消費生活相談の窓口体制の充実・強化、相談員の処遇の改善等を通じた人材の確保と資質の向上、地方公共団体における消費者行政の体制の整備と人材の強化、民間裁判外紛争解決手続機関、国民生活センター、地方公共団体が設置する紛争解決手続機関等を活用した紛争解決の促進などの必要な施策を講じます。</p> <p>2 地方公共団体、消費者団体等との連携・協働と消費者政策の実効性の確保・向上</p> <p><u>（1）地方公共団体への支援・連携</u></p> <p>消費生活の現場を支えるとともに、国の行政との協働が求められる地方消費者行政の強化について、政府は、各地域の社会的、経済的状況も踏まえて、強力な支援を行い、地方公共団体との連携を強化します。特に、消費生活センターの相談処理や啓発の能力を高めるため、国民生活センターと連携して、地方公共団体の職員、消費生活相談員を対象とした研修に重点を置き、地方の主要都市において消費生活相談員養成講座や専門事例講座等を実施するとともに、地域での様々な関係者・関係団体の参加や連携の推進、国の行政と現場における双方向の連携強化への支援や環境づくりに取り組みます。</p> <p>「集中育成・強化期間」後の地方消費者行政については、<u>「地方消費者行政の充実・強化のための指針」に基づく施策の実施を推進し、引き続き、その充実・強化に取り組みます。</u></p>

変更前（旧）	変更後（新）
<p data-bbox="145 135 369 167"><重点的な取組></p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="145 183 1108 263">○「<u>地方消費者行政の充実・強化のための指針</u>」を取りまとめ、これに基づく施策を実施します。 <li data-bbox="145 279 1108 406">○「<u>地方消費者行政活性化基金</u>」終了後においても地方消費者行政における地方公共団体の積極的な取組を下支えする支援の在り方を検討するとともに、財源の確保に向けて検討を行います。 <p data-bbox="123 470 414 502"><u>(2)～(3)</u> (略)</p> <p data-bbox="123 566 548 598"><u>(4) 行政組織体制の充実・強化</u></p> <p data-bbox="145 614 1108 837">政府は、公務員に対する十分な消費者教育・研修を実施することにより消費者行政を担う人材の育成を行うとともに、各府省庁及び関係機関における消費者担当部局の強化を行い、消費者の立場に立った政策を十分に遂行し得るような行政組織の整備と行政運営の改善を図るなどの必要な施策を講じます。</p> <p data-bbox="145 853 1108 1077">消費者庁については、消費者行政の司令塔・エンジン役としての役割が發揮されているかを常に点検し、求められる役割が十分に果たせるよう、その体制の整備に努めます。特に、本計画の遂行を確実にするため、食の安全・安心の確保、情報の分析・原因の究明及び消費者教育の推進に関する司令塔・エンジン役の役割について、体制の拡充を図ります。</p> <p data-bbox="145 1093 1108 1316">国民生活センターについては、「<u>独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針</u>」（平成24年1月20日閣議決定）において、「<u>消費者行政全体の機能を効率化・強化し、国民の安全・安心を確実に担保するため、必要な定員・予算を確保した上で、平成25年度を目途に本法人の機能を国に移管することとされました。</u>」</p> <p data-bbox="145 1332 1108 1412">現在、「<u>国民生活センターの国への移行を踏まえた消費者行政の体制の在り方に関する検討会</u>」において、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="190 1428 1064 1460"><u>(1) 国民生活センターの機能を担う国における組織の具体的な在り方</u> <li data-bbox="190 1476 1064 1508"><u>(2) 消費者庁、消費者委員会その他の消費者行政に係る体制の在り方</u> 	<p data-bbox="1176 470 1467 502"><u>(2)～(3)</u> (略)</p> <p data-bbox="1176 566 1601 598"><u>(4) 行政組織体制の充実・強化</u></p> <p data-bbox="1198 614 2161 837">政府は、公務員に対する十分な消費者教育・研修を実施することにより消費者行政を担う人材の育成を行うとともに、各府省庁及び関係機関における消費者担当部局の強化を行い、消費者の立場に立った政策を十分に遂行し得るような行政組織の整備と行政運営の改善を図るなどの必要な施策を講じます。</p> <p data-bbox="1198 853 2161 1077">消費者庁については、消費者行政の司令塔・エンジン役としての役割が發揮されているかを常に点検し、求められる役割が十分に果たせるよう、その体制の整備に努めます。特に、本計画の遂行を確実にするため、食の安全・安心の確保、情報の分析・原因の究明及び消費者教育の推進に関する司令塔・エンジン役の役割について、体制の拡充を図ります。</p> <p data-bbox="1198 1093 2161 1316">消費者委員会については、消費者行政が直面する諸課題に適切に対処するためには、<u>様々な消費者問題に関し、消費者の意見を踏まえた透明性の高い調査審議を通じて、積極的に建議等を行うことが重要です。</u>消費者庁と消費者委員会が連携・協力し、それぞれの役割を最大限に發揮できるよう、取り組みます。</p> <p data-bbox="1198 1332 2161 1508">国民生活センターについては、<u>平成25年度においては独立行政法人として活動する一方で、平成26年度以降については、国民生活センターの機能をさらに充実・強化させていくとの方針のもと、国への移行を含めてあらゆる選択肢を排除せず、引き続き検討します。</u></p>

変更前（旧）	変更後（新）
<p data-bbox="145 135 1052 167"><u>について検討を進めており、その議論を踏まえ、必要な措置を講じます。</u></p> <p data-bbox="123 422 481 502">3 経済社会の発展への対応 (略)</p>	<p data-bbox="1187 135 2139 311"><u>現在、「消費者行政の体制整備のための意見交換会」において、消費者庁及び消費者委員会設置法附則第3項の趣旨を踏まえ、国民生活センターを含めた消費者行政の体制を整備するための検討を進めており、その議論を踏まえ、必要な措置を講じます。</u></p> <p data-bbox="1164 470 1512 550">3 経済社会の発展への対応 (略)</p> <p data-bbox="1131 614 1422 646">第3 重点施策の推進</p> <p data-bbox="1153 662 2139 837"><u>消費者庁及び消費者委員会の発足後、3年半が経過しました。新しい体制の下では、消費者事故等に関する情報が消費者庁に一元的に集約され、消費者被害の再発、拡大防止のため、注意喚起、関係機関との情報共有、連携等による様々な取組に加え、厳正な法執行を行っています。</u></p> <p data-bbox="1153 853 2139 1077"><u>いわゆる「押し買い」を規制するために特定商取引法が改正され、財産被害に係るすき間事案への行政措置を導入するために消費者安全法が改正され、悪質商法、偽装表示等を行う事業者に対する法執行体制の強化が図られるとともに、同じく消費者安全法の改正により、生命・身体被害に係る消費者事故等の原因を究明する消費者安全調査委員会が新たに設置されました。</u></p> <p data-bbox="1153 1093 2139 1220"><u>また、消費者教育の推進に関する法律が制定され、「消費者市民社会」という言葉が初めて法律で定義付けられました。同法に基づき、消費者教育を総合的・一体的に推進していきます。</u></p> <p data-bbox="1153 1236 2139 1364"><u>消費者委員会からは11件の建議、10件の提言等が出されており、リコール情報等の周知徹底に向けた対応策など、建議等を踏まえ関係行政機関での検討を進めます。</u></p> <p data-bbox="1153 1428 2139 1508"><u>以上のような取組を進める中で、全国の消費生活センター等に寄せられる消費生活相談は、若干の減少傾向にはあるものの、年間約90万件という高水準で</u></p>

変更前（旧）	変更後（新）
	<p>推移しています。中でも、高齢者の消費者トラブルは、訪問販売や電話勧誘による儲け話に関するものが多く、年々増加しています。</p> <p><u>生命・身体に係る消費者事故等のうち、死亡事故のような重大事故等についても、消費者庁へ通知された消費者事故等の件数が年間千件を超える高水準で横ばい傾向となっています。</u></p> <p><u>東日本大震災に伴う東京電力福島第一原発事故による被災地域の風評被害の発生や、東京電力をはじめとする電力会社の値上げなど、消費者政策に係る新たな課題も発生しています。</u></p> <p><u>このように、消費者問題をめぐっては、様々な課題が残されています。消費者庁及び消費者委員会の発足後3年半が経過したことを踏まえ、創設時の理念に立ち返って、消費者基本計画におけるこれまでの取組を総括的に検証・評価し、平成26年度末までの計画期間中に重点的に取り組むべき施策を示しました。</u></p> <p><u>（1）消費者の自助・自立の促進を図る「消費者力向上の総合的支援」</u></p> <p><u>消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるようになるための施策を講じます。</u></p> <p><u>あわせて、消費者が、個々の消費者の特性及び消費生活の多様性を相互に尊重しつつ、自らの消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚して、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会を形成することを積極的に支援する施策を講じます。</u></p> <p><u>（2）消費者に身近な地域における取組を充実する「地域力の強化」</u></p> <p><u>どこに住んでいても消費生活相談を受けられる体制を整備し、消費者からの苦情・相談やあっせんに適切に対応できる体制を構築するための施策を講じます。</u></p> <p><u>消費者団体をはじめ、地域において環境、福祉、産業等の分野で活動する多様な主体が消費者問題への取組を行いやすい環境を整備し、国と地方、</u></p>

変更前（旧）	変更後（新）
<p>第3 「消費者基本計画」の検証・評価・監視</p> <p>この「消費者基本計画」を実効性のあるものとするためには、計画に盛り込まれた<u>具体的施策の取組状況</u>について、十分な検証・評価・監視を行うことが重要です。<u>とりわけ「消費者基本計画」については、国会における消費者庁等設置関連法案の審議における附帯決議や附則において必要な措置を講じるとされている事項など、当面の3年間の進捗状況の評価が問われることとなります。</u>このため、毎年度、計画に盛り込まれた施策の実施状況について、消費者委員会の消費者行政全般に対する監視機能を最大限に発揮しつつ、検証・評価・監視を行います。<u>検証・評価の結果とそれによって必要となる「消費者基本計画」の見直しについては閣議決定を行い公表することによって、翌年度の施策に確実に反映させます。</u>その際、特に以下の3点に留意します。</p> <p>① 検証・評価を行うに当たっては、その方法について、施策の内容に応じた客観的で可能な限り消費者にも分かりやすい基準を導入します。</p> <p>また、検証・評価については、例えば食品の安全の確保など特に重要と考えられる課題を選択し、その課題ごとに行うなど効果的な実施に努めます。このため、消費者庁と各施策の推進に当たる関係府省庁等は、重要課題ごとの施策の実施についての工程を明確化します。</p> <p>② 検証・評価を行うに際しては、</p>	<p><u>地域内・地域間での連携を強化していくことで、地域全体の消費者問題の解決につなげていく施策を講じます。</u></p> <p><u>（3）消費者トラブルへの対応を中心とした「消費者の信頼の確保」</u></p> <p><u>消費者の安全・安心を確保し、その自立を支援することにつながることはもとより、我が国の最大かつ喫緊の課題である日本経済の再生に取り組む上でのカギを握る消費の拡大の実現につなげるため、食品を始めとする商品と役務への消費者の安全・安心の確保、悪質商法や偽装表示等を行う事業者に対する厳正な法執行に努め、消費者の市場への信頼を通じた消費の拡大に資する施策を講じます。</u></p> <p>第4 「消費者基本計画」の検証・評価・監視</p> <p>この「消費者基本計画」を実効性のあるものとするためには、計画に盛り込まれた<u>施策の取組状況</u>について、十分な検証・評価・監視を行うことが重要です。このため、毎年度、計画に盛り込まれた施策の実施状況について、消費者委員会の消費者行政全般に対する監視機能を最大限に発揮しつつ、検証・評価・監視を行います。<u>この結果必要となる「消費者基本計画」の見直しについては閣議決定を行い公表することによって、翌年度の施策に確実に反映させます。</u>その際、特に以下の3点に留意します。</p> <p>① 検証・評価を行うに当たっては、その方法について、施策の内容に応じた客観的で可能な限り消費者にも分かりやすい基準を導入します。</p> <p>また、検証・評価については、例えば食品の安全の確保など特に重要と考えられる課題を選択し、その課題ごとに行うなど効果的な実施に努めます。このため、消費者庁と各施策の推進に当たる関係府省庁等は、重要課題ごとの施策の実施についての工程を明確化します。</p> <p>② 検証・評価を行うに際しては、</p>

変更前（旧）	変更後（新）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 「消費者基本計画」の実施の状況や取り組むべき施策等について消費者等からの意見募集を行った上で、 ・ 各府省庁及び関係機関からのヒアリング結果などを考慮に入れた消費者委員会の意見を踏まえ、 ・ 消費者団体はもとより、地方公共団体、事業者団体等に対し十分な情報提供を行った上で、これらの団体等へのアンケートやヒアリング、意見交換会等により、その意見を聴取し、 ・ 必要に応じ専門家の意見を聴くことにより、消費者等の意見のよりの確な反映を図ることとします。 <p>③ 各府省庁及び関係機関は、検証・評価の結果を次年度の具体的施策に適切に反映します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「消費者基本計画」の実施の状況や取り組むべき施策等について消費者等からの意見募集を行った上で、 ・ 各府省庁及び関係機関からのヒアリング結果などを考慮に入れた消費者委員会の意見を踏まえ、 ・ 消費者団体はもとより、地方公共団体、事業者団体等に対し十分な情報提供を行った上で、これらの団体等へのアンケートやヒアリング、意見交換会等により、その意見を聴取し、 ・ 必要に応じ専門家の意見を聴くことにより、消費者等の意見のよりの確な反映を図ることとします。 <p>③ 各府省庁及び関係機関は、検証・評価の結果を次年度の具体的施策に適切に反映します。</p>

変更前（旧）	変更後（新）
	<p style="text-align: center;">重点施策</p> <p>① <u>消費者の自助・自立の促進を図る「消費者力向上の総合的支援」</u></p> <p><u>消費生活の安定及び向上を実現する上では、消費者自身の取組が重要です。しかしながら、個々の消費者が、自らの力のみで消費者問題の解決を図り、消費者の利益の擁護及び増進を実現することには限界があります。消費者自身の力（消費者力）の向上に向けて、政府として総合的に支援していく必要があります。</u></p> <p><u>消費者力の向上を図るためには、消費者の安全・安心及び自主的かつ合理的な選択の機会を確保するために必要となる情報が、消費者に、理解しやすい形で、確実に届く必要があります。このため、リコール情報の発信や食品の安全性に関するリスクコミュニケーションを通じて、消費者の立場に立った情報提供を進めるとともに、健康食品を含む食品表示に関する制度の整備等に取り組みます。</u></p> <p><u>消費者力の向上に向けては、消費生活に関する知識の普及など消費者に対する啓発活動が重要です。このため、消費者教育の推進に関する法律に基づき、消費者教育に関する取組を推進します。</u></p> <p><u>消費者が、収集した情報や習得した知識を活用して、主体的に行動ができるような環境を醸成することが重要です。このため、消費生活において重要な公共料金の決定等についての情報公開を促進するとともに、消費者契約法や消費者被害救済制度についての検討を進めます。また、消費者自身による社会問題への積極的な取組を支援します。</u></p> <p>1. <u>リコール情報のきめ細かな情報発信等</u>（施策番号：7、8関係）【消費者庁、経済産業省、国土交通省、関係省庁等】</p> <p><u>リコール後も事故が起きている製品の定期的な再公表や消費者庁リコール情報サイトの普及等により、リコール情報が頻繁に消費者の目に触れる機会を増やします。また、消費者庁リコール情報サイトに一元的に収集された情報を活用し、</u></p>

変更前（旧）

変更後（新）

関係省庁等と連携し、多様な情報伝達手段を用いて、各種リコール情報が消費者に行き届くようきめ細かな情報発信を行うとともに、消費者が自主的にリコール情報を入手し、行動する必要性について、消費者に対する教育・啓発等を行います。また、リコールについての消費者団体の協力の在り方について検討します。

自動車リコールについて、自動車メーカー等が不具合に係る原因究明等のリコール業務を迅速かつ適切に実施するよう、(独)交通安全環境研究所における技術的検証との一層の連携を図りつつ、確認・指導します。

	平成 25 年度	平成 26 年度	担当省庁等	備考
①	<ul style="list-style-type: none"> ・販売事業者等によるリコール情報の店頭広告等による情報提供の強化の促進 ・関係省庁や地方自治体の有する情報提供ツール等を活用した消費者への情報提供及び必要な体制の構築 ・製品安全に関する情報の周知徹底 ・消費者庁リコール情報サイトの普及に向けた周知活動 ・リコール情報の定期的な再公表 ・リコールについての消費者教育の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・製品安全に関する情報提供及び消費者庁リコール情報サイトの普及、リコール情報の再公表を行いつつ、更なる取組を推進 	消費者庁 経済産業省 関係省庁等	
②	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車メーカー等のリコール業務について、技術的検証との一層の連携を図りつつ、確認・指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き自動車メーカー等のリコール業務について、確認・指導 	国土交通省	

変更前（旧）

変更後（新）

2. 食品と放射能に関するリスクコミュニケーション等（施策番号：21、21-2 関係）【消費者庁、食品安全委員会、外務省、厚生労働省、農林水産省、復興庁】

食品中に含まれる放射性セシウムの基準値を下回る安全な食品が市場に流通しているにもかかわらず、消費者の基準値等に対する正確な理解が十分とはいえない状況であり、一部の消費者が、今なお食品に対して不安を抱いています。このため、リスクコミュニケーション等の強化を通じて、様々な媒体を活用しつつ、食品中の放射性物質に関する消費者の正確な理解の増進を図り、風評被害の払拭を図ります。

	平成 25 年度	平成 26 年度	担当省庁等	備考
①	<ul style="list-style-type: none"> ・関係省庁等と連携しつつ、消費者のニーズに合わせた効果的なリスクコミュニケーション等の実施 ・関係自治体と協力しつつ、販促キャンペーン等を通じた消費者の正しい理解の増進 ・リスクコミュニケーションの効果について検証を行い、風評被害の実態把握を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 25 年度の取組に加え、風評被害の実態に合わせたリスクコミュニケーションの実施 	消費者庁 食品安全委員会 外務省 厚生労働省 農林水産省 復興庁	

3. 消費者契約法（施策番号：42 関係）【消費者庁、法務省】

消費者契約に関する情報提供、不招請勧誘の規制、適合性原則を含め、インターネット取引の普及を踏まえつつ、消費者契約の不当勧誘・不当条項規制の在り方について、民法（債権関係）改正の議論と連携して検討します。

変更前（旧）	変更後（新）													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 25 年度</th> <th>平成 26 年度</th> <th>担当省庁等</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>・法制審議会における民法（債権関係）改正に関する審議及び消費者委員会における消費者契約法の見直しに向けた検討状況も踏まえ、消費者契約法の規定の在り方の検討</td> <td>・消費者契約法の見直しに向けて引き続き検討</td> <td>消費者庁 法務省</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		平成 25 年度	平成 26 年度	担当省庁等	備考	①	・法制審議会における民法（債権関係）改正に関する審議及び消費者委員会における消費者契約法の見直しに向けた検討状況も踏まえ、消費者契約法の規定の在り方の検討	・消費者契約法の見直しに向けて引き続き検討	消費者庁 法務省				
	平成 25 年度	平成 26 年度	担当省庁等	備考										
①	・法制審議会における民法（債権関係）改正に関する審議及び消費者委員会における消費者契約法の見直しに向けた検討状況も踏まえ、消費者契約法の規定の在り方の検討	・消費者契約法の見直しに向けて引き続き検討	消費者庁 法務省											
	<p>4. 公共料金等（施策番号：67-2 関係）【消費者庁、消費者委員会、各公共料金等所管省庁】</p> <p>公共料金等の決定過程の透明性等の確保の観点から、所管省庁における公共料金等に係る情報公開の実施状況についてフォローアップの実施を含めた施策を検討します。</p>													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 25 年度</th> <th>平成 26 年度</th> <th>担当省庁等</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>・書面調査や消費者委員会公共料金等専門調査会で行った各省庁ヒアリングを踏まえ、公共料金等の決定過程の透明性を確保する方法について引き続き検討</td> <td>・公共料金等の決定過程の透明性の確保に係る検討結果を踏まえ、所管省庁における公共料金等に係る実施状況についてフォローアップ</td> <td>消費者庁 消費者委員会 各公共料金等所管省庁</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		平成 25 年度	平成 26 年度	担当省庁等	備考	①	・書面調査や消費者委員会公共料金等専門調査会で行った各省庁ヒアリングを踏まえ、公共料金等の決定過程の透明性を確保する方法について引き続き検討	・公共料金等の決定過程の透明性の確保に係る検討結果を踏まえ、所管省庁における公共料金等に係る実施状況についてフォローアップ	消費者庁 消費者委員会 各公共料金等所管省庁				
	平成 25 年度	平成 26 年度	担当省庁等	備考										
①	・書面調査や消費者委員会公共料金等専門調査会で行った各省庁ヒアリングを踏まえ、公共料金等の決定過程の透明性を確保する方法について引き続き検討	・公共料金等の決定過程の透明性の確保に係る検討結果を踏まえ、所管省庁における公共料金等に係る実施状況についてフォローアップ	消費者庁 消費者委員会 各公共料金等所管省庁											
	<p>5. 食品表示法（施策番号：69 関係）【消費者庁】</p> <p>食品表示法案提出</p>													

変更前（旧）	変更後（新）			
	平成 25 年度	平成 26 年度	担当省庁等	備考
	① ・ <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">審議状況を踏まえ具体的に記述</div>	・	消費者庁	
	<p>6. 健康食品の表示等（施策番号：76、77 関係）【消費者庁、厚生労働省】</p> <p>消費者が正しい情報に基づき適切に健康食品の利用の要否や適否を判断できる環境整備を行うため、健康食品の表示・広告の適正化に向けた取組の強化、健康食品の安全性に関する取組の推進、健康食品の機能性の表示に関する検討、及び健康食品の特性等に関する消費者理解の促進等を図ります。</p>			
	平成 25 年度	平成 26 年度	担当省庁等	備考
① ・食品表示に関する景品表示法と健康増進法の一元的な法執行体制の構築 ・いわゆる健康食品の表示に関する景品表示法と健康増進法の観点からの「留意事項（法解釈の指針）」の取りまとめ	・食品表示に関する一元的な法執行の推進 ・「留意事項（法解釈の指針）」の周知徹底によるいわゆる健康食品の表示・広告の適正化	消費者庁		
② ・栄養機能食品制度において新たな栄養成分を追加することや、特定保健用食品制度における審査の基準や手続の明確化について検討	・検討結果を踏まえた食品表示制度の見直し	消費者庁		
③ ・健康食品の過剰摂取や要配慮者の摂取等、消費者の正しい理解のた	・引き続き消費者の正しい理解のための情報提供に努めるとともに、	消費者庁		

変更前（旧）	変更後（新）			
		<u>めの情報提供に努めるとともに、健康食品に起因する消費者事故への対応を推進</u>	<u>健康食品に起因する消費者事故への対応を推進</u> ・消費者への啓発を引き続き実施	
	④	<ul style="list-style-type: none"> ・健康食品による健康被害情報の収集・解析手法の研究 ・健康被害防止に関し、必要に応じ、所要の措置の実施 ・健康食品の安全性確保に関する取組の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康食品による健康被害情報の収集・解析手法の研究結果の取りまとめ ・健康被害防止に関し、必要に応じ、所要の措置の実施 ・健康食品の安全性確保に関する取組の実施 	厚生労働省
<p>7. 消費者教育（施策番号：86-2、87、87-2、90、92、93、94、95、96、97、98 関係）【消費者庁、文部科学省、関係省庁等】</p> <p><u>消費者教育の推進に関する法律の趣旨を踏まえて策定する消費者教育の推進に関する基本的な方針に基づき、消費者教育を総合的かつ一体的に推進し、消費者が自主的、合理的に行動することができるようその自立を支援し、消費生活の安定及び向上を図る。</u></p> <p>※さらに、今後の基本方針案を踏まえて記述</p>				
	①	平成 25 年度 <ul style="list-style-type: none"> ・消費者教育の推進に関する基本方針の策定 ・基本方針を踏まえ、地方公共団体における推進計画及び消費者教育推進地域協議会の取組を推進 	平成 26 年度 <ul style="list-style-type: none"> ・消費者教育推進会議での審議結果を踏まえ、地方における消費者教育の取組を推進 	担当省庁等 消費者庁 文部科学省 関係省庁等 備考

変更前（旧）

変更後（新）

※さらに、今後の基本方針案を踏まえて記述

8. 消費者被害救済制度（施策番号：110、127、128 関係）【消費者庁、法務省】

① 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律案提出。

② ①の集団的消費者被害回復に係る訴訟制度も踏まえ、消費者被害の救済のために必要な行政手法（「財産の隠匿・散逸防止策」及び「行政による経済的不利益賦課制度」）について、検討を進めます。

	平成 25 年度	平成 26 年度	担当省庁等	備考
①	審議状況を踏まえ具体的に記述		消費者庁	
②	・「消費者の財産被害に係る行政手法研究会」で取りまとめられた整理を踏まえ、消費者被害の救済のための具体的な行政手法の更なる検討	・研究会で取りまとめられた整理を踏まえ、消費者被害の救済のための具体的な行政手法の更なる検討	消費者庁 法務省	

9. 食品ロス削減その他の消費者自身の意識改革による社会問題への対応（施策番号：174）【消費者庁、関係省庁等】

消費者自身が社会の一構成員としての自覚を持ち、主体的に行動することが重要であるような課題について、消費者教育・啓発への取組を有効に活用しつつ、積極的な取組を支援する具体的施策を推進する。

	平成 25 年度	平成 26 年度	担当省庁等	備考

変更前（旧）	変更後（新）			
	①	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭における食品ロスの実情等の調査分析 ・食品ロス削減に向けた効果的な取組の在り方の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・調査分析や検討の結果等を踏まえた取組の実施 	消費者庁 関係省庁等
	②	<ul style="list-style-type: none"> ・その他消費者意識の向上により社会問題の解決に資する取組の抽出 ・商品の流通経路、価格等に係る消費者意識、認知度の調査分析 	<ul style="list-style-type: none"> ・調査分析結果等を踏まえた消費者への普及啓発活動の実施及び必要な取組の検討・実施 	消費者庁 関係省庁等
<p>② <u>消費者に身近な地域における取組を充実する「地域力の強化」</u></p> <p><u>消費者問題は、消費者が消費生活を営み、事業者と接する、地域において生じています。消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むためには、消費者に身近な地域の力を強化していくことが重要です。消費生活の「現場」を支えるとともに、国の行政との協働が求められる地方消費者行政の強化が必要です。</u></p> <p><u>このため、消費者団体等と連携を図りながら、地方消費者行政活性化基金の活用等により、地方消費者行政の充実・強化を図るとともに、消費生活相談業務の一層の質の向上と体制の整備、PIO-NETの刷新を通じた消費生活の「現場」での相談業務の支援を行います。</u></p> <p>10. 地方消費者行政（施策番号：121・122 関係）【消費者庁、関係省庁等】</p> <p><u>「地方消費者行政の充実・強化のための指針」に基づく施策を実施し、地方消費者行政活性化基金の活用等により、引き続き、地方消費者行政の充実・強化を</u></p>				

変更前（旧）

変更後（新）

図り、消費者被害の減少に向けて取り組みます。

	平成 25 年度	平成 26 年度	担当省庁等	備考
①	<ul style="list-style-type: none"> ・地方消費者行政活性化基金の延長、上積み、<u>執行</u> ・基金等の活用期間に関する一般準則により、<u>中長期的な地方公共団体への支援の方針を明示</u> ・地方公共団体の積極的な取組を下支えする支援方策の検討 ・地方消費者行政の現況調査（毎年度実施）等により、<u>基金等の効果を分析・検証・評価</u> ・平成 26 年度以降の財源の確保に向けた検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体への支援の在り方及び財源の確保について引き続き検討 	消費者庁 関係省庁等	

11. 消費生活相談業務の一層の質の向上と体制の整備（施策番号：122-2 関係）【消費者庁、総務省、関係省庁等】

消費生活相談業務の一層の質の向上と体制の整備を図ります。

	平成 25 年度	平成 26 年度	担当省庁等	備考
①	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談員の専門性に配慮した任用を地方公共団体に働きかけ、地方公共団体における消費生活相談員の待遇を一層改善 	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談員の一層の処遇改善に向けて、引き続き働きかけ ・相談員資格の法的位置付けの明確化等の具体化に向けて、引き続き 	消費者庁 総務省 関係省庁等	

変更前 (旧)	変更後 (新)			
	<ul style="list-style-type: none"> ・相談員資格の法的位置付けの明確化等の具体化に向けて、引き続き検討 	き検討		
<p>12. PIO-NET の刷新 (施策番号：1 関係) 【消費者庁】</p>				
<p>PIO-NET について、相談員の負担軽減や情報分析機能の向上に資するため、国民生活センターと連携して、入力項目を削減するとともに、キーワードを大幅に整理した上で自動付与を可能とすることなどにより、入力負担の軽減及び検索の精度向上・効率化及び相談件数の大幅な早期登録の実現を図るなど、抜本的な刷新に取り組めます。</p>				
	<p>平成 25 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新システムに関する最適化計画 (業務・システム開発の指針) の策定 ・新システムに関する要件定義 (基本機能・仕様の確定) の実施 ・地方公共団体との調整 	<p>平成 26 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新システムの構築・試験運用 	<p>担当 省庁等</p> <p>消費者庁</p>	<p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 27 年度から新システム稼働
<p>③ 消費者トラブルへの対応を中心とした「消費者の信頼の確保」</p>				
<p>消費生活の安定及び向上を図り、経済を持続的に成長させるためには、消費者</p>				

変更前（旧）	変更後（新）															
	<p>が安心して消費生活を営める市場を構築することが重要です。消費者が信頼をもてる市場の構築のためには、消費者トラブルへの迅速かつ厳正な対応が必要です。その対応にあたっては、経済社会のサービス化、高齢化、高度情報化、国際化といった消費者を取り巻く環境の変化を踏まえる必要があります。</p> <p>このため、特定商取引法、景品表示法、消費者安全法などの関係法令の厳正な執行を行います。加えて、消費者事故等の情報の収集・分析といった消費者安全の確保に関する取組を推進するとともに、特定商取引法の規定の施行状況についての検討等を行い、消費生活の基盤となる制度・仕組を整備します。また、消費者トラブルが多く発生しているエステ・美容医療サービス、詐欺的投資勧誘、有料老人ホームの入居一時金、電気通信事業における販売勧誘といった分野について、それぞれの特性を踏まえつつ、制度の改善を含め、的確に対応し、消費者の信頼を確保します。</p> <p>13. 消費者安全行政（施策番号：4、12、13-2、13-2-2、13-2-3 関係）【消費者庁、関係省庁等】</p> <p>① 消費者事故等の発生・拡大防止に向けて、関係省庁による密接な連携の下、消費者安全法等に基づき収集する事故情報の拡大やその分析・活用の強化を引き続き実施するとともに、これらの取組による効果や課題等について検証・評価を行い、より効果的な運用に努めます。</p> <p>② 消費者安全調査委員会は、生命・身体の被害に係る消費者事故等の発生や被害の原因を科学的に究明し、その再発・拡大の防止のために必要な施策・措置について勧告・意見具申を行います。</p> <table border="1" data-bbox="1131 1173 2159 1490"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 25 年度</th> <th>平成 26 年度</th> <th>担当省庁等</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>・消費者安全法等に基づき収集する事故情報の拡大やその分析・活用の強化を引き続き実施</td> <td>・消費者事故等の発生状況も踏まえ、消費者の安全の確保に向けたより効果的な運用</td> <td>消費者庁 関係省庁等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>・平成 24 年 10 月の発足以降の体制整備も踏まえ、24 年度に選定され</td> <td>・消費者事故等の発生状況も踏まえ、消費者の安全の確保に、より効</td> <td>消費者庁 関係省庁等</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		平成 25 年度	平成 26 年度	担当省庁等	備考	①	・消費者安全法等に基づき収集する事故情報の拡大やその分析・活用の強化を引き続き実施	・消費者事故等の発生状況も踏まえ、消費者の安全の確保に向けたより効果的な運用	消費者庁 関係省庁等		②	・平成 24 年 10 月の発足以降の体制整備も踏まえ、24 年度に選定され	・消費者事故等の発生状況も踏まえ、消費者の安全の確保に、より効	消費者庁 関係省庁等	
	平成 25 年度	平成 26 年度	担当省庁等	備考												
①	・消費者安全法等に基づき収集する事故情報の拡大やその分析・活用の強化を引き続き実施	・消費者事故等の発生状況も踏まえ、消費者の安全の確保に向けたより効果的な運用	消費者庁 関係省庁等													
②	・平成 24 年 10 月の発足以降の体制整備も踏まえ、24 年度に選定され	・消費者事故等の発生状況も踏まえ、消費者の安全の確保に、より効	消費者庁 関係省庁等													

変更前（旧）	変更後（新）			
	<p><u>た事故の調査等を丁寧かつ多角的に進めるとともに、断続的に事故が発生している分野、消費者の使用実態も踏まえた検討が必要な分野等について、再発・拡大の防止に向けた原因究明を着実に実施</u></p>	<p><u>果的に貢献できるよう、原因究明調査等を着実に実施</u></p>		
<p>14. エステ・美容医療サービス（施策番号：39、39-2、39-3、153-3 関係）【厚生労働省】</p>				
<p>① <u>美容医療サービスについて、医療機関のホームページにおける表示適正化を担保するとともに、利用者への説明責任を徹底して実現します。</u></p>				
<p>② <u>まつ毛エクステンションに係る安全を確保するため、安全性についての消費者への情報提供の在り方や施術者への教育プログラムの開発等について検討を行い、必要な措置を講じます。</u></p>				
	<p><u>平成 25 年度</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・美容医療サービスにおける「<u>医療機関のホームページに関するガイドライン</u>」の遵守状況の<u>検証・評価の実施</u>及び一定の改善が見られない場合の<u>必要な措置の検討</u> ・<u>消費者庁と連携するなどして、美容医療サービスにおける事前説明及びその同意に係るト</u> 	<p><u>平成 26 年度</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 25 年度の取組を踏まえ、美容医療サービスにおける医療機関のホームページの表示適正化のための措置の実施 ・消費者庁と連携するなどして、美容医療サービスにおける事前説明及びその同意に係るトラブルの発生状況を踏まえた対 	<p><u>担当省庁等</u></p> <p><u>厚生労働省</u></p>	<p><u>備考</u></p>

変更前（旧）	変更後（新）			
		ラブルの発生状況の把握	応の検討	
	②	<ul style="list-style-type: none"> まつ毛エクステンションの施術に係る安全を確保するため、美容師に必要な教育プログラムや消費者への情報提供の在り方等の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 平成 25 年度に策定した措置の実施状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを実施 	厚生労働省
<p>15. 特定商取引法（施策番号：41、41-2、44-2 関係）【消費者庁、警察庁、経済産業省、関係省庁等】</p> <p>新たに規制の対象に置かれた訪問購入取引も含め、特定商取引法の厳正な執行に努めるとともに、改正特定商取引法附則の規定も踏まえつつ、消費者被害の発生状況を把握し、特定商取引法の規定の施行状況について検討を行います。</p>				
	①	<ul style="list-style-type: none"> 訪問購入取引も含めた特定商取引法の厳正な執行 特定商取引法に関する消費者被害の発生状況の把握・検証 	<ul style="list-style-type: none"> 訪問購入取引も含めた特定商取引法の厳正な執行 改正特定商取引法附則の規定も踏まえつつ、特定商取引法の規定の施行状況の検討 	担当省庁等 消費者庁 警察庁 経済産業省 関係省庁等 備考
<p>※ 平成 20 年改正附則「政府は、この法律の施行（注：平成 21 年 12 月 1 日）後 5 年を経過した場合において、この法律による改正後の特定商取引に関する法律及び割賦販売法の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」</p>				
<p>※ 平成 24 年改正附則「政府は、この法律の施行（注：平成 25 年 2 月 21 日）後 3 年を経過した場合において、新特定商取引法の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認め</p>				

変更前（旧）

変更後（新）

るときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」

16. 詐欺的投資勧誘等（施策番号：41、48、49、60、60-2、60-3、62、64、66、153-2 関係）【消費者庁、金融庁、警察庁、総務省、法務省、経済産業省、厚生労働省】

高齢者等を狙った詐欺的な投資勧誘、インターネット取引及び医療機関債に関する消費者トラブルについて、被害の未然防止・拡大防止、被害回復の迅速化等のための対応を行い、消費者トラブルを減少させます。

	平成 25 年度	平成 26 年度	担当省庁等	備考
①	・取引時の本人確認等の義務を有する事業者に対する指導監督の強化、金融商品取引法（詐欺的な投資勧誘に対する厳正な対応）等の執行によるツール対策の強化	・取引時の本人確認等の義務を有する事業者に対する指導監督の強化、金融商品取引法（詐欺的な投資勧誘に対する厳正な対応）等の執行によるツール規制を通じた対応の強化	金融庁 関係省庁等	
②	・関係省庁や地方自治体の有する情報提供ツール等を活用した消費者への情報提供及び必要な体制の構築	・関係省庁や地方自治体の有する情報提供ツール等を活用した消費者への情報提供及び必要な体制の構築	消費者庁 金融庁 関係省庁等	
③	・消費者・行政一体となった押し売り・押し買い等排除のモデル事業の実施	・25 年度の取組状況を踏まえ、全国展開に向け対応	消費者庁 関係省庁等	
④	・「サクラサイト商法」に関する消費者被害の未然防止に向けた普及啓発 ^(注)		消費者庁 関係省庁等	

変更前（旧）	変更後（新）			
	⑤ ・地方公共団体が消費者安全法の運用に参加するよう働きかけ及び参加のための環境整備	・地方公共団体が消費者安全法の運用に参加するよう働きかけ及び参加のための環境整備	消費者庁	
	⑥ ・医療機関債発行等のガイドラインの改定		厚生労働省	
<p>注：「サクラサイト」とは、運営事業者との関係が疑われる「サクラ」が異性、経営者、芸能人、占い師等の「役」になりすまして、不特定多数宛での電子メール等を活用して消費者を誘引し、有料のメッセージ交換サービス等を通じて、継続的に課金させ続けるウェブサイトの総称です。</p>				
<p>17. 有料老人ホーム（施策番号：58、58-2 関係）【厚生労働省】</p> <p>有料老人ホーム等に係る入居一時金の実態を把握し、償却についての透明性をさらに高めるための方策も含め入居一時金の在り方について検討し、必要な対応を行います。</p>				
①	平成 25 年度 ・平成 24 年度の法改正以降における入居一時金についての実態調査	平成 26 年度 ・平成 25 年度の調査結果を踏まえ、入居一時金の実態の分析	担当省庁等 厚生労働省	備考
<p>18. 電気通信事業における販売勧誘方法の改善（施策番号：160、161、164 関係）【総務省】</p> <p>代理店を含む電気通信事業者による自主基準等の遵守の徹底を図るとともに、必要に応じ、制度的な対応も含め、所要の措置を検討し、実施します。</p>				

変更前（旧）	変更後（新）				
		平成 25 年度	平成 26 年度	担当省庁等	備考
	①	<u>・自主基準等の遵守の促進と状況把握</u> <u>・制度的な対応も含め、必要な措置を検討・実施</u>	<u>・消費者トラブルの状況及び平成 25 年度の取組状況等を踏まえ、制度的な対応も含め、必要な措置を検討・実施</u>	総務省	

変更前（旧）

【具体的施策】

今後5年間に講ずべき具体的施策は、以下のとおりです。

1 消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援

(1) 消費者の安全・安心の確保

ア 情報を必要とする消費者に確実に届くよう、迅速かつ的確な情報の収集・発信の体制を整備します。

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
1	① 国民生活センターと連携して、全国消費生活情報ネットワーク・システム（PIO-NET）の刷新を円滑に実施します。 ② PIO-NET に関し、相談員の入力負担の軽減や情報分析機能の向上に資するため、国民生活センターと連携して、複雑なキーワードを付与する方式の見直しによる検索の効率化や、新たな技術の導入による入力負担の軽減など抜本的な刷新に取り組みます。 ③ 国における PIO-NET 端末の設置基準に関する検討を踏まえ、国民生活センターと連携して、関係機関にこれを追加配備します。	消費者庁	①実施済み。 ②引き続き検討を行います。 ③一部実施済み（注1）。引き続き追加配備を実施します。
2	関係行政機関、関係機関、地方公共団体等から消費者事故情報等を一元的に集約するための事故情報データベースを構築し、個人情報保護に配慮しつつ十分な開示を行い、国民生活センターと連携して広く国民からの利用が可能な運用を行います。	消費者庁	直ちに着手し、継続的に実施します。
3 ～6	(略)		

(注1) 経済産業局や公正取引委員会地方事務所等において利用可能となるよう対応。

変更後（新）

【具体的施策】

今後5年間に講ずべき具体的施策は、以下のとおりです。

1 消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援

(1) 消費者の安全・安心の確保

ア 情報を必要とする消費者に確実に届くよう、迅速かつ的確な情報の収集・発信の体制を整備します。

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
1	① 国民生活センターと連携して、全国消費生活情報ネットワーク・システム（PIO-NET）の刷新を円滑に実施します。 ② PIO-NET に関し、相談員の入力負担の軽減や情報分析機能の向上に資するため、国民生活センターと連携して、複雑なキーワードを付与する方式の見直しによる検索の効率化や、新たな技術の導入による入力負担の軽減など抜本的な刷新に取り組みます。 ③ 国における PIO-NET 端末の設置基準に関する検討を踏まえ、国民生活センターと連携して、関係機関にこれを追加配備します。	消費者庁	①実施済み。 ②最適化計画策定等の作業を進めます。 ③一部実施済み。引き続き追加配備を実施します。
2	関係行政機関、関係機関、地方公共団体等から消費者事故情報等を一元的に集約するための事故情報データベースを構築し、個人情報保護に配慮しつつ十分な開示を行い、国民生活センターと連携して広く国民からの利用が可能な運用を行います。	消費者庁	継続的に実施します。
3 ～6	(略)		

変更前（旧）				変更後（新）			
施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期	施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
7	<p>リコール情報を一元的に収集し、消費者へ分かりやすく情報提供します。</p> <p>また、各種リコール情報を消費者の特性を考慮して分かりやすく周知する方策について検討します。</p>	消費者庁	<p>一部実施済み <u>(注7)</u>。</p> <p>サイトの利用状況を把握し、機能改善等を検討します。</p>	7	<p>リコール情報を一元的に収集し、消費者へ分かりやすく情報提供します。</p> <p>また、各種リコール情報を消費者の特性を考慮して分かりやすく周知する方策について検討します。</p>	消費者庁	<p>一部実施済み <u>(注7)</u>。</p> <p>サイトの利用状況を把握し、機能改善等を検討します。</p>
8	<p>自動車のリコールの迅速かつ着実な実施のため、自動車メーカー等及びユーザーからの情報収集に努め、<u>自動車メーカー等への監査を実施するとともに、安全・環境性に疑義のある自動車については独立行政法人交通安全環境研究所において現車確認等による技術的検証を行います。</u></p> <p>さらに、ユーザーの視点に立ち、消費者委員会の建議を踏まえ、自動車不具合情報ホットラインの周知・広報を行うとともに、リコール業務を適切に実施します。</p> <p>また、ユーザーに対し、自動車の不具合に対する関心を高めるためのリコール関連情報等の提供を行います。</p>	国土交通省	<p>継続的に実施します。</p>	8	<p>自動車のリコールの迅速かつ着実な実施のため、自動車メーカー等及びユーザーからの情報収集に努め、<u>自動車メーカー等のリコール業務について監査等の際に確認・指導するとともに、安全・環境性に疑義のある自動車については独立行政法人交通安全環境研究所において現車確認等による技術的検証を行います。</u></p> <p>さらに、ユーザーの視点に立ち、消費者委員会の建議を踏まえ、自動車不具合情報ホットラインの周知・広報を行うとともに、<u>再リコール事案の届出が行われた際には技術検証を積極的に活用し</u>、リコール業務を適切に実施します。</p> <p>また、ユーザーに対し、自動車の不具合に対する関心を高めるためのリコール関連情報等の提供を行います。</p>	国土交通省	<p>継続的に実施します。</p>
<p>(注7) リコール情報一元化システムを構築し<u>運用を開始。</u></p>				<p>(注7) リコール情報一元化システムを構築し、<u>平成25年4月1日に運用を開始。</u></p>			

変更前（旧）				変更後（新）			
施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期	施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
9	<p>子どもの事故防止について、国自らの取組を加速化・重点化するとともに、家庭、学校、サークル、消費者団体、事業者、自治体等の取組を促進する「子どもを事故から守る！プロジェクト」を展開します。</p> <p>また、子どもに対するライターの使用の安全対策を検討します。</p>	消費者庁 関係省庁等	<p><u>前段について、継続的に実施します。</u></p> <p><u>後段について、実施済み（注9）。</u></p>	9	<p>子どもの事故防止について、国自らの取組を加速化・重点化するとともに、家庭、学校、サークル、消費者団体、事業者、自治体等の取組を促進する「子どもを事故から守る！プロジェクト」を展開します。</p> <p>また、子どもに対するライターの使用の安全対策を検討します。</p>	消費者庁 関係省庁等	<p><u>一部実施済み（注9）。</u></p> <p><u>引き続き、「子どもを事故から守る！プロジェクト」を継続的に展開します。</u></p>
10	<p>関連団体と協力し、子どもの安全安心と健やかな成長発達を目指したデザイン「キッズデザイン」の推進や ST マークなどの適切な運用により、事故の予防を図ります。</p> <p>キッズデザインによる製品市場の拡大を目指し、消費者庁等に収集される事故情報や産業界が有する技術的課題等を基に、人間特性・行動分析に強みを持つ研究者と企業等との共同による原因究明等を行います。得られる科学的知見を業種横断的に設計・デザインにおいて利用できる共通基盤として整備し、持続的に企業・業界団体等に提供・共有する体制を検討します。また、キッズデザイン製品等に関する理解を広めるため、社会全体への効果的な情報発信を行います。</p>	経済産業省	<p><u>前段について、継続的に実施します。</u></p> <p><u>後段について、平成 23 年度から平成 24 年度に実施します。</u></p>	10	<p>関連団体と協力し、子どもの安全安心と健やかな成長発達を目指したデザイン「キッズデザイン」の推進や ST マークなどの適切な運用により、事故の予防を図ります。</p> <p>キッズデザインによる製品市場の拡大を目指し、消費者庁等に収集される事故情報や産業界が有する技術的課題等を基に、人間特性・行動分析に強みを持つ研究者と企業等との共同による原因究明等を行います。得られる科学的知見を業種横断的に設計・デザインにおいて利用できる共通基盤として整備し、持続的に企業・業界団体等に提供・共有する体制を検討します。また、キッズデザイン製品等に関する理解を広めるため、社会全体への効果的な情報発信を行います。</p>	経済産業省	<p><u>前段については、継続的に実施します。</u></p> <p><u>後段については、実施済み。（キッズデザイン製品開発支援事業が終了したため。）</u></p>
11	(略)			11	(略)		
<p>(注 7) リコール情報一元化システムを構築し運用を開始。</p> <p>(注 9) 平成 22 年度に消費生活用製品安全法の関係政省令を改正。使い捨てライター等を特別特定製品に指定し、チャイルドレジスタンス機能を義務化。施行は平成 23 年 9 月。</p>				<p>(注 9) 平成 22 年度に消費生活用製品安全法の関係政省令を改正。使い捨てライター等を特別特定製品に指定し、チャイルドレジスタンス機能を義務化。施行は平成 23 年 9 月。</p>			

変更前（旧）				変更後（新）			
イ 情報の分析・原因究明を的確かつ迅速に進めます。				イ 情報の分析・原因究明を的確かつ迅速に進めます。			
施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期	施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
12	消費者安全法に基づき、 <u>関係行政機関及び地方公共団体等から通知される重大事故等の情報について、消費者安全情報総括官制度や事故情報分析タスクフォースなどを通じて関係行政機関、関係機関等と連携を図りながら、迅速・的確に分析・原因究明を進めます。また、医療機関とのネットワーク構築事業における委嘱医療機関等から製品等に係る事故に関する基本的な情報及び必要に応じて詳細情報を収集する仕組みを構築・運用し、適時見直しを行います。</u> <u>さらに、高度な事故分析能力を有する人材の確保・養成を図ります。</u>	消費者庁 関係省庁等	継続的に実施します。	12	消費者安全法や消費生活用製品安全法に基づき <u>収集された</u> 、重大事故等の情報について、関係行政機関、関係機関等と連携を図りながら、迅速・的確に集約及び分析・共有を進めます。また、医療機関とのネットワーク構築事業における委嘱医療機関等から製品等に係る事故に関する基本的な情報及び必要に応じて詳細情報を収集する仕組みを構築・運用し、適時見直しを行います。	消費者庁 関係省庁等	継続的に実施します。
13-2	消費者庁は、「事故調査機関の在り方に関する検討会」の取りまとめを踏まえ、既存の関連機関の規制行政のための機能との両立なども踏まえた関係の在り方の検討、既存の関連機関の機能や有識者の知見を活かした連携やネットワークづくり、事故調査と刑事手続との関係の整理なども進めながら、消費者安全の確保のために必要な事故調査が十分になされているとはいえない生命・身体分野の消費者事故等の調査を行う体制を整備します。	消費者庁 警察庁 法務省 経済産業省 国土交通省 関係省庁等	<u>一部実施済み</u> (注13-2)。 <u>引き続き体制整備について必要な準備を進め、平成24年度中の体制の具体化を目指します。</u>	13-2	消費者庁は、「事故調査機関の在り方に関する検討会」の取りまとめを踏まえ、既存の関連機関の規制行政のための機能との両立なども踏まえた関係の在り方の検討、既存の関連機関の機能や有識者の知見を活かした連携やネットワークづくり、事故調査と刑事手続との関係の整理なども進めながら、消費者安全の確保のために必要な事故調査が十分になされているとはいえない生命・身体分野の消費者事故等の調査を行う体制を整備します。	消費者庁 警察庁 法務省 経済産業省 国土交通省 関係省庁等	<u>実施済み。</u> (平成24年8月に消費者安全法の一部を改正する法律が成立し、同年10月に消費者安全調査委員会が設置されたため。)
<p>(注13-2) 平成24年2月14日、消費者安全の確保のために必要な事故調査が十分になされているとはいえない生命・身体分野の消費者事故等の調査を行う「消費者安全調査委員会」を消費者庁に設置すること等を規定する「消費者安全法の一部を改正する法律案」を国会に提出済み。</p>							

変更前（旧）				変更後（新）			
施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期	施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
13-2	「事故調査機関の在り方に関する検討会」の取りまとめを踏まえ、消費者事故等の調査の公正・独立についての評価、複数の事故調査機関相互の調整・連携、事故調査の申出への対応等の機能を果たすため、消費者委員会の役割を含めて必要な検討を行い、体制を整備します。	消費者庁	一部実施済み (注 13-2-2)。引き続き体制整備について、 <u>施策番号 13-2 と併せて必要な準備を進め、平成 24 年度中の体制の具体化を目指します。</u>	13-2-2	「事故調査機関の在り方に関する検討会」の取りまとめを踏まえ、消費者事故等の調査の公正・独立についての評価、複数の事故調査機関相互の調整・連携、事故調査の申出への対応等の機能を果たすため、消費者委員会の役割を含めて必要な検討を行い、体制を整備します。	消費者庁	<u>実施済み。</u> (平成 24 年 8 月に消費者安全法の一部を改正する法律が成立し、同年 10 月に消費者安全調査委員会が設置されたため。)
新規				13-2-3	<u>消費者安全調査委員会は、生命身体被害が発生した場合において、被害の発生・拡大の防止を図るために原因を究明することが必要であると認めるときには、事故等原因調査等を行い、必要に応じて、その発生・拡大の防止のため必要な施策・措置について勧告・意見具申を行います。</u>	消費者庁	<u>継続的に実施します。</u>
13-3 ～17	(略)			13-3 ～17	(略)		
18	製品評価技術基盤機構と国民生活センターなど関連機関との相互の協力関係を強化するとともに、製品評価技術基盤機構が行う事故原因究明の機能強化を図ります。	経済産業省	継続的に実施します。	18	製品評価技術基盤機構と国民生活センターなど関連機関との相互の協力関係を強化するとともに、製品評価技術基盤機構が行う事故原因究明の機能強化を図ります。	経済産業省	<u>一部実施済み。</u> 継続的に実施します。
<p>(注 13-2-2) 平成 24 年 2 月 14 日、消費者事故等の調査を行うとともに他の行政機関が実施する調査等の評価・活用、事故調査機関相互の調整・連携、事故調査の申出への対応等の機能も果たす「消費者安全調査委員会」を消費者庁に設置すること等を規定する「消費者安全法の一部を改正する法律案」を国会に提出済み。</p>							

変更前（旧）				変更後（新）			
施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期	施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
19	市民の身近な安全に影響を与えるおそれのある製品事故等を未然に防止するため、事故情報を収集し早期に分析・把握し、公表します。具体的には、製品火災等に係る情報の収集及び公表、類似火災・事故や技術動向などの横断的な分析及び精密な調査の実施、発火時の使用環境の再現実験等を行うことにより、製品火災・事故等に係る未然防止策等を推進します。	総務省（消防庁）	継続的に実施します。	19	市民の身近な安全に影響を与えるおそれのある製品事故等を未然に防止するため、事故情報を収集し早期に分析・把握し、公表します。具体的には、製品火災等に係る情報の収集及び公表、類似火災・事故や技術動向などの横断的な分析及び精密な調査の実施、発火時の使用環境の再現実験等を行うことにより、製品火災・事故等に係る未然防止策等を推進します。	総務省（消防庁）	継続的に実施します ^(注19) 。
				<p>(注19) 消防法を一部改正し、火災原因と疑われる製品の製造事業者等に対する資料提出命令権等を消防機関に付与（平成25年4月1日施行）。</p>			

変更前（旧）				変更後（新）			
ウ 食の安全・安心を確保するための施策に取り組みます。				ウ 食の安全・安心を確保するための施策に取り組みます。			
施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期	施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
20	<u>食品安全基本法第 21 条第 1 項に規定する「基本的事項」を内閣府及び消費者庁における所要の体制整備を図った上で改定し、それに基づいて、食品の安全性の確保のために必要な措置を講じます。</u>	消費者庁 内閣府 食品安全委員会 厚生労働省 農林水産省 環境省 関係省庁等	一部実施済み (注 20)。継続的に実施します。	20	<u>食品安全基本法第 21 条第 1 項に規定する「基本的事項」に基づいて、食品の安全性の確保のために必要な措置を講じます。</u>	消費者庁 内閣府 食品安全委員会 厚生労働省 農林水産省 環境省 関係省庁等	継続的に実施します。
21	(略)			21	(略)		
新規				21-2	<u>食品と放射能に関する消費者理解の増進を推進します。</u> <u>消費者庁内に設置された「食品と放射能に関する消費者理解増進チーム」において、放射能に関する消費者の意識調査や生産者を含めた事業者からのヒアリング等により、食品の風評被害の実態を把握し、その結果を踏まえ、消費者理解の増進に必要な措置を講じ、風評被害の払拭を図ります。</u>	消費者庁	<u>継続的に実施します。</u>
22	(略)			22	(略)		
(注 20) <u>食品安全基本法第 21 条第 1 項に規定する「基本的事項」を改定。</u>							

変更前（旧）				変更後（新）			
施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期	施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
23	リスク評価機関の機能強化や、リスク管理機関を一元化した「食品安全庁」について、関係省庁の連携の下、検討を行います。	消費者庁 食品安全委員会 厚生労働省 農林水産省 関係省庁等	<u>リスク評価機関の機能強化については、平成23年度における施策の実施状況を踏まえ、平成24年度においても、継続的に取組を実施します。</u> リスク管理機関を一元化した「食品安全庁」については、平成23年度以降検討を開始します。	23	リスク評価機関の機能強化や、リスク管理機関を一元化した「食品安全庁」について、関係省庁の連携の下、検討を行います。	消費者庁 食品安全委員会 厚生労働省 農林水産省 関係省庁等	<u>リスク評価機関の機能強化については、過去の施策の実施状況を踏まえ、継続的に取組を実施します。</u> リスク管理機関を一元化した「食品安全庁」については、平成23年度以降検討を開始します。
24 ～25	(略)			24 ～25	(略)		

変更前（旧）				変更後（新）			
施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期	施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
26	食品製造事業者の中小規模層における HACCP 手法の導入を促進するため、「 <u>食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法</u> 」に基づいた長期低利融資に加え、 <u>低コスト導入手法の構築、現場責任者・指導者養成のための研修の取組等を支援します。また、HACCP 手法の導入が困難な零細規模層に対して一般的衛生管理を徹底させるための研修等を支援します。</u>	農林水産省	平成 22 年度以降、 <u>低コスト導入手法の構築、零細規模層に対する施策を強化し、継続的に実施します。</u>	26	食品製造事業者の中小規模層における HACCP ^(注 26-1) の導入を促進するため、「 <u>食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法</u> ^(注 26-2) の一部改正法案」を国会に提出したところ。 <u>引き続き低コスト導入手法の構築、現場責任者・指導者養成のための研修の取組等を支援します。</u>	農林水産省	第 183 回通常国会に提出している「 <u>食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（通称：HACCP 支援法）の一部を改正する法律案</u> 」の成立以降（現行法の有効期限は平成 25 年 6 月 30 日）。
27	<u>食品のリコール社告を出す際に「消費生活用製品のリコール社告の記載項目及び作成方法」（JIS S 0104:2008）を参考とするよう周知します。</u>	農林水産省	継続的に実施します。	27	<u>食品のリコール社告について、「消費生活用製品のリコール社告の記載項目及び作成方法」（JIS S 0104:2008）の趣旨を分かりやすく整理した記載例を作成し、社告を出す際の参考とするよう周知します。</u>	農林水産省	継続的に実施します。
28 ～34	(略)			28 ～34	(略)		

(注 26-1) HACCP とは、原料受入から最終製品までの各工程ごとに、微生物による汚染、金属の混入などの危害を分析（危害要因の分析：Hazard Analysis）した上で、危害の防止につながる特に重要な工程（重要管理点：Critical Control Point）を継続的に監視・記録する工程管理のシステム。HACCP 導入以前に比べ、より効果的に問題のある製品の出荷を未然に防ぐことが可能となるとともに、危害要因の追及を容易にすることが可能。
食品製造事業者における HACCP の導入は、大規模層においては相当程度進んでいるが、大多数を占める中小規模層では低位にとどまっている。

(注 26-2) 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法とは、食品製造事業者が HACCP を導入する際の設備、施設の整備に要する費用について、長期低利融資による支援を措置する法律。